

### 3 育児支援に関する国際比較研究

白波瀬 佐和子

(国立社会保障・人口問題研究所)

#### <要 約>

本研究の目的は、西欧諸国における女性の就労と出産休暇、育児休暇、家庭外保育について議論し、日本における少子化対策を考えるにあたっての基礎的な資料とすることにある。対象となる国は、フランス、ドイツ、スウェーデン、イギリスの4カ国である。

母親の就業パターンと公的な子育て支援との関係から、4カ国を特徴づけるとつぎのようになる。まずフランスは、子どもを産んでも以前と同じ仕事内容で就業を継続する場合が優勢である。子どもの出産によって仕事を辞めるものもあるが、子どもが生まれたことで、仕事の内容を変えたり仕事時間を短くすることもなく、就業の継続性を維持しようとしている。第2にスウェーデンは、幼いころは親が育児休暇を取得して仕事を一時的に中断して子どもの世話をし、その後は子どもを公的保育所にあずけて就業を継続する。第3にイギリスでは、就業を継続する場合、パート就労という労働時間の短縮や一時的な仕事への変更といった仕事内容を変えて仕事を続けることが多い。育児休暇をもたず所得補償額の少ない産休制度のみで、幼い子どもへの公的な育児ケアサービスが極めて限られているイギリスでは、仕事と育児の両立は労働時間を短縮したパート就労への移行が最も一般的である。最後に(西)ドイツは、女性の労働参加が非継続的である。ここでは、子どもの世話は家族、特に母親によることが最も望ましいとする理念が、福祉国家体制のなかで強調され、政策的にも反映されている。事実、幼い子どもを持ちながら仕事をし続けている母親は少数派であって、仕事を続けたとしても労働時間を短縮したパート就労に就くものが半数近くいる。

このように、同じ出産休暇、育児休暇、家庭外保育でも、その内容や効果が国によって異なることが認められた。そのなかでも出生率を低く抑えている一つの原因として、根強い性別役割分業観に根ざした政策や社会的状況設定があり、一つの例として統一ドイツの東側に対する影響を示した。子どもを生み育てることと働きつづけることを二律背反的に位置づけることで、女性の機会費用が高まり、結婚をしないで、子どもを産まない状況(少子化)が推し進められる。類似した状況にある我が国に求められていることは、子どもを生み育てることと働き続けることをできるだけ両立可能なように、多様な子育て支援メニューを提供するとともに、さらには性別・年齢にかかわらず(家庭を含む)社会参加ができるような社会的環境を整備することではないであろうか。

#### 1. はじめに

本研究の目的は、西欧諸国における女性の就労と出産休業、育児休業、家庭外保育について議論し、日本における少子化対策を考えるにあたっての基礎的な資料とすることにある。対象となる国は、フランス、ドイツ、スウェーデン、イギリスの4カ国である。

合計出生率と女性の就業率の時系列的な変化をみると(図1)、国ごとに多様な関係を見ることができる。出生率と女性の就業率の関係が必ずしも逆相関するものではなし、同一国内においても、両者の関係は一様ではない。逆相関する時期もあれば、出生率と女性の就業率が共に増加する時期もある。例えばスウェーデンをみると、1980年代に入って女性の就業

率と共に出生率も上がっている。女性が家庭外に仕事をもつことが出生率の低下につながるという関係が西欧諸国に共通に認められるわけではない。ではなぜ、ある国は女性就業率と出生率ともに高く、ある国では出生率が慢性的に低下し、またある国では女性、特に母親の就業参加が限られたものであるのか。これらの問いに対する一つの分析視角として、政府の育児支援の在り方を検討したい。

## 2. 母親就業

まず、分析の対象国（ドイツ、フランス、スウェーデン、イギリス）に日本を加えた女性の就業率の時系列的変化を見てみよう（図2）。ここでまず明らかなことは、スウェーデンの女性の労働参加の程度が群を抜いて高いが1980年代後半にはいって低下の傾向を示していることだ。一方イギリスは1983年以降ほぼ一貫して女性の労働参加が上昇し、フランスにおいても変化の程度はかなり緩やかであるが、女性の労働参加は上昇している。また、ドイツは、1990年のドイツ統一まで西ドイツの数値であったのがその後東側の高い女性の労働参加率によって全体の参加率が押し上げられた結果になっている。マクロでみると日本の労働参加率はドイツのそれに最も似ている。

しかし、これらのマクロな値はその中身を詳しく見ていくと興味深い国ごとの違いが明らかになっていく。例えば、イギリスが1980年代に入って女性の労働参加率が高まっているものの、その増加の主たる要因はパート就労の増加によるものであって、女性のフルタイム就労はそれほど伸びてはいない（Martin and Robert 1984）。スウェーデンも高い女性の労働参加率の中身として、パート就労の占める高い割合を見逃してはならない。一方フランスにおいては、女性のパートタイム就労は相対的に低く、女性が働きつづけるにあたってフルタイム就労が一般的な形態となっている。

表1は、母親の就業率を子どもの年齢と共にみたものである。まず、母親の就業率をみてみ

ると、最も低いのがドイツの41%であり、次いでイギリス、そしてフランス、スウェーデンが続く。子どもの年齢を限って母親の就業率をみたのが次の列で、ドイツが51%と最も低いが、イギリスの割合の差が縮まっている。フランスも子どもが10歳以下と限るとその割合はイギリスと同じ位低下したが、スウェーデンにおいては母親全体の就業率と子どもを10歳以下としたときの就業率との差が最も小さい。さらに、子どもの年齢を3歳以下にしてみると、ドイツ、イギリスは9ポイント母親の就業率が低下するが、フランスの場合はその低下の程度が小さい。フランスの母親は子どもが3歳以下でも半数以上が家庭外に仕事を持っていることがわかる。しかし、フランスの場合は、子どもの年齢より子どもの数が母親の就業行動を規定する度合いが高く、子どもが3人以上になると母親の就業率は著しく低下する。事実これから詳しく述べるが、フランスの人口促進的政策において育児休業も2人以降であり、さらに給付額も子どもが3人以上になるとかなり優遇された形で支払われるという状況も反映しているのかもしれない（Windebank 1997）。一方、ドイツやイギリスは子どもの年齢が重要な意味を持ち、子どもが小さいほど母親は家庭におり、子どもの年齢が上がるにつれて母親の就業率も上がるという関係が見られる（Hantrais 1997a）。

10歳以下の子どもを持つ母親のパート就労については、スウェーデン（40%）とイギリス（35%）の高さが目立つ。しかし、労働時間を詳しくみていくと、スウェーデンにおけるフルタイム労働者のパート時間が30～35時間未満という比較的長い労働時間であるのに対し、イギリスのパート就労時間の平均は18.3時間とスウェーデンに比べて（24.9時間）短いことが特徴である。ドイツもイギリスと同様にパートの労働時間が短く、パート就労に就くことによる仕事内容（賃金も含め）のダウングレードが頻繁に認められる（Almqvist and Boje 1999）。

このような国によって異なる母親の就業の在り方を踏まえた上で、各国の出産休暇、育児休暇、そして公的保育所をみてみよう。

### 3. 出産休暇

出産休暇を申請できる対象者は、ドイツ、フランスが被保険女性が被保険者の配偶者か娘となっているが、フランスは現金給付になると被保険女性のみとなる。スウェーデンとイギリスについては、現物給付の場合居住者全員が申請対象となる（イギリスは居住女性として性別が明確化されている）。現金給付については、スウェーデンは雇用者や自営業者の場合に、妊娠のための現金給付や親手当などを受けることができる。イギリスは産休において 2 種類の現金給付制度があり、雇用者については法定出産手当（SMP：Statutory Maternity Pay）と SMP 受給資格に満たないものを対象とした出産手当がある。

出産給付を受けるためには一定の条件が定められており、その条件は現物給付と現金給付との間で異なっている。現物給付については、ドイツやイギリスのように特に条件を定めていない国がある一方で、給付資格が妊娠時あるいは出産休暇取得時に発生している者という条件を定めているフランスや居住者であることを条件としているスウェーデンの場合がある。現金給付に関しては、雇用期間との関係で取得条件が設定されている。現物給付の内容については、出産に関連する医療サービスが提供される（多くの場合無料）。現金給付に関しては、フランスのように一律に決定される場合とスウェーデンのように賃金との関連で決定する場合がある。2 階建ての出産給付制度を持つイギリスでは、法定出産給付金では最初の 6 週間は賃金にスライドした形で決定されその後は一律という場合と、金額が一律に設定されている出産手当がある。給付金への課税状況については、ドイツ以外課税対象となる場合が多い。給付にあたっての所得制限を設ける代わりに、給付を課税対象にして再分配効果をねう方式が採用されている。

### 4. 育児休暇

イギリスは産休のみで育児休暇制度を持たな

いのは、政府が家族に極力介入すべきでないとするイギリスの自由主義的、残余的な福祉国家体制と関連しているといえよう。短い産休制度しか持たない結果の一つとして、Gustafsson らは産後 3 カ月で仕事に戻る割合がドイツやスウェーデンに比べて高いことを示している（1996）。その一方で、子どもが 3 歳時点での母親の就業状況をみるとスウェーデンの値がドイツやイギリスよりも高く、幼い子どもを持つ母親の数はスウェーデンが目だって高い。つまり、イギリスでは、職場に戻るなら産後早い時期で、そうでなければ職場を去るかパート就労に転職するしかない。職場に早く復帰して仕事の中断期間をできるだけ短くする者がいる一方で、仕事をやめるかあるいはキャリアの後退を余儀なくするパート就労に就くかという、女性就労者内で二極分解がおこっているようだ。

その他の 3 カ国の育児休暇制度をみると、給付対象でも給付資格を得るための雇用上の条件を限定しないドイツに対して、フランスは受給のための条件が最も厳しい（過去 5 年間のうち 2 年間就業していることが必要）。給付レベルはスウェーデンが基本的に賃金スライド制を導入しているのに対して、フランスもドイツも一律給付となっている。ドイツは育児期間が長いがその補償割合は低く、所得制限がある。フランスは産休期間がドイツと同じ程度であるが（ともに最長 3 年間）所得補償額が高い（フランスが平均賃金の約 30 %、ドイツが平均賃金の 22 %）。しかし、フランスの場合、このような補償は第 2 子以降にしか支給されないという、人口促進的な政策方針を垣間見ることができる。スウェーデンにおいては、育児休暇中の所得補償が休暇前の賃金水準と連動しており、雇用と関連した育児休暇制度が設計されている。また、フランスにおいても支給そのものは一律であるものの、支給資格を得るための雇用上の条件があり、子どもを生み、育てることが、生涯仕事をつづけることを念頭において位置づけられている。

一方ドイツについては、育児休業期間が長いということが母親の就業継続を促しているかどうかということ、必ずしもそうではない。長期に

わたる育児休業制度の背後には、子どもは母親の手によって育てられるべきであるという強い性別役割分業観がある。Sainsbury (1994) によって指摘されるように、ドイツは代表的な男性世帯主型タイプとしてみなされ、夫が家計を支え妻が家族の面倒をみるはっきりした性別役割分業体制を念頭においた施策が設計されている。一方スウェーデンは個人型モデルとして夫も妻も一人の就業者であると同時に家庭人であることを前提として、家庭においても仕事においても性別による不平等を撤廃することを目指して、社会の施策が設計されている。

税制度においてもドイツでは概して結婚している夫婦に有利であるが、スウェーデンにおいては個人を単位とした税制度であるので、妻が働くかどうか個人立場から決定しやすい状況にある。たとえば、ドイツの税制下では、妻のパート就労によって得た所得は夫の所得に加算されて、夫の所得に基づく税率で課税される。しかし、スウェーデンにおいては、妻のパートによって得た所得は低い所得程度に合わせて低い税率で課税され、夫の所得も夫個人の所得程度で個別に課税される。したがって、スウェーデンでは、課税後の世帯所得に占める妻の所得の割合は、課税前よりも高くなるという状況が生まれる。一方ドイツの状況はその逆で、課税前の方が課税後より妻の所得が世帯所得に占める割合が高いという状況になる。その理由はすでに述べたように、高い夫の所得に加算されて夫の所得程度を基準に設定された税率が課されるからである。税制の面からでも、妻の実質的な家計への寄与度を維持することで、スウェーデンでは妻の就業意欲が高められていることが想像できる。

## 5. 保育

表 2 は、公的保育施設にいる 3 歳未満と 3 歳から 6 歳未満の子どもの割合をみたものである。ドイツは西と東の間で公的保育施設の供給状況の大きな違いが明白である。1990 年のドイツ統一によって旧東ドイツの公的保育サービス

を受ける子どもの割合は 56 % から 50 パーセントに減少したがその割合の高さは EU の中でも著しい。一方、旧西ドイツでは 1988 年から 5 年間にわずかながら増加したものの、3 歳未満の子どもを受け入れる公的な保育施設は 4 パーセントしかない。イギリスにいたっては、旧西ドイツよりもさらに少なく 1 ~ 2 パーセントにしかすぎず、そのごく限られた公的保育サービスが明らかである。旧西ドイツやイギリスでの 3 歳未満の子どもへの保育は、親や親族によるところが大きい。一方スウェーデンにおいても 3 歳未満の子どものも最も一般的な保育形態は親によるもので、子どもが幼いうちは親が育休を取得して子どもの面倒をみて、大きくなると公的な保育施設に預けるといふ、親による保育と公的な家庭外保育が連携可能なように設計されている。一方旧東ドイツでは幼いうちから公的な家庭外保育が大きな役割を担っている。フランスにおいても幼いうちから家庭外保育サービスが発達しており、その最も典型的な形態が保育ママと呼ばれる子育て経験のある母親が保育サービスを提供するもので、日本の保育所に近い creche は、パリなど大都市に集中して見られる。フランスにおいては 3 歳未満の幼い子どもへの保育サービス主体が地域によって偏在している点も見落としてはならない (Shirahase 2000)。

子どもが 3 歳以上になると保育サービス供給状況 (小学校前教育も含む) での国家間の違いは小さくなる。旧西ドイツにおいても 8 割近い子どもが公的な保育・教育サービスを受け、イギリスでも半数以上が公的な保育・教育サービスを受けている。しかし、ドイツ (東西とも) やスウェーデンの公的な保育サービスを補助・補強する形で親や親族による保育があることも見逃してはならない (Almqvist and Boje 1999) 。

ただ、スウェーデンとドイツ (特に旧西ドイツ) の大きな違いは、スウェーデンの親が子どものために休暇を取るための制度を併せて設定しているという点である。公的な保育サービスのみで依存することなく、子どもが病気のために公的なサービスを受け得なくなった時、親が子ど

もの世話をすることができるような制度が後ろ盾となっていることは重要である。子どもの世話が公的なものによるのか私的なものによるのかの二者択一的選択の関係がなく、子どもの年齢によって公的、私的なサービス供給体制が組み、お互いに補完的な関係にあることは、これからの日本の保育支援策を講じる際の貴重な検討材料といえる。

## 6. 東西ドイツの統合の与える家族政策への影響

ここでは家族政策の違いによる経済社会的影響を見るために、旧東ドイツ（GDR：German Democratic Republic）と旧西ドイツ（FRG：Federal Republic of Germany）の統合による影響を東側の女性に焦点をあてて検討してみよう。表3は統合前の1989年と統合後の1994年における東西ドイツの状況を比較したものである。ここでもっとも重要な発見は、統合後、東側の出生行動や結婚行動に大きな変化があったことである。

旧東ドイツと旧西ドイツはそれぞれ社会主義体制と自由資本主義体制を持つ異なった国家体制にあったが、1990年の統一によって西側の資本主義体制に沿う形で東側は大きな軌道修正を余儀なくされた。統一前旧東ドイツの女性の立場からみると、国、政府による支援を潤沢に得ることができて、働き続けなおかつ子どもを持ち続けることが当然のこととして位置付けられてきた。言い換えれば、女性だからということで家庭に縛られることなく、子どもの世話も社会的に分担された形（代表的には家庭外保育）で行われ、性別にかかわらず働くことが当然とする女性の経済的自立は、男性への依存を必要とせず、離婚や一人親家庭もいとわれない状況を生んだ。

しかしながら、ドイツの統一によって政府からの援助はカットされ、雇用の保障も危うい状況となる。男性が世帯主となって家計を支え、妻が家庭をみるという性別役割分業体制が基層にある旧西ドイツ型体制を採用することによって、旧東ドイツは大きな打撃を受けたといえる。

事実女性の雇用率は低下し、失業率も著しく上昇して、女性の経済状況は極めて不安定なものとなった。その状況の変化は東側がほぼ一方的な形で受けたといってもよい。また、女性の婚姻率はさがり、出生率も大きく低下した。

統一後、東側にとって公的な子育て支援が大きく後退したといえる。たとえば、産休は賃金を全額保障した26週間であったものが、14週間に削減され、給付額は50%カットとなった。育休に至っては、12ヶ月の賃金全額保障あるいは8割保障から、補償額の大幅減額を伴う18ヶ月となった。また一年間に4から6週間の子どもを看病するための休暇が認められていたものから、10日から20日足らずとなり、その補償額も半減した（Adler 1997）。

託児所についても大きな変化が見られる。旧東ドイツにおいて無料の託児所の普及率56%から94%（子どもの年齢による）であったものから、親からの支払いを伴う形で3%から68%へと減少した。特に3歳未満児のための保育施設は大きく減少した。住宅や保育施設への政府の補助は段階的に削除され、西側の市場価格を取り込んで修正されていった（Kolinsky 1993）。また、工場に併設されていた保育施設は、工場が閉鎖されると同時に撤廃され、女性たちは仕事と同時に保育所も失うという二重の損失を経験したといえる（Kolinsky 1992）。

これまで無料で提供されていたサービスは有料になり、西側の市場経済原理に基づいた保育所経営は経済的に子どもを預けられなくなる女性を増やしていった。西側の政策は税制も含めて、一人（一般に夫）の稼得者と専業主婦の家族をモデルとして設計されており、子どもを保育所に預けて働きながら育てる状況は政策の中に十分に組み込まれていない。

このように、他のヨーロッパ諸国に比べるとそれほど見劣りしない産休・育休制度も、旧東ドイツの女性にとっては大幅な後退となった。経済的自立を前提とした直接・間接的な育児支援が、子どもを産み育てることと仕事を持つことを同時進行的に実現可能とした状況は過去のものとなった。西側の社会経済体制への移行を

通して、旧東ドイツの女性にとって母親になること  
の機会費用が著しく上昇した (Ostner 1994)。事  
実 1989 年以降、東ドイツにおける婚姻率と出  
生率は失業率と相反した傾向を示し、失業率  
は倍に膨れ上がり、婚姻率、出生率は半減した  
(Adler 1997)。

## 7. 各国の母親就業と育児支援

女性の雇用と育児支援との関係をもてみると、  
次のような 4 カ国それぞれ異なったパターンを  
認めることができる。まず、子どもを産んでも  
就業を継続するフランス型がある。子どもの出  
産によって仕事を辞めるものもあるが、子  
どもが生まれたことで、仕事の内容を変えたり、  
仕事を短くしたりということはせず、就業  
の継続性を維持しようとしている。事実、フ  
ランスの場合母親のパート就業割合は低い。第  
2 に、幼いころは育児休暇を取得して仕事を一  
時的に中断して子どもの世話を親自身が担い、  
その後は子どもを公的保育所にあずけて就業を  
継続するスウェーデン型がある。第 3 に、就業  
を継続する場合には、パート就労という労働時  
間の短縮や一時的な仕事といった仕事内容の変  
更を余儀なくされるイギリス型がある。育児休  
暇をもたず所得補償額の少ない産休制度のみで、  
幼い子どもへの公的な育児ケアサービスが極め  
て限られているイギリスでは、仕事と育児の両  
立は労働時間を短縮したパート就労への移行が  
最も一般的である。また、このパート就労への  
移行はキャリア上の後退にも通じるもので、女  
性のキャリア形成にとっては痛手となることが  
多い。最後に、女性の労働参加が非継続的であ  
る西ドイツ型がある。ここでは、子どもの世  
話は家族、特に母親によることが最も望ましい  
とする理念が、福祉国家体制のなかで強調され  
ている。事実、幼い子どもを持ちながら仕事  
を続けている母親は少数派であって、仕事を  
続けたとしても労働時間を短縮したパート就  
労に就くものが半数近くいる。

公的な育児支援が不十分な国であるイギ  
リス、ドイツにおいて、仕事を持つ母親内の分化

が起こっていることも見落とせない。高学歴女  
性は収入の高い仕事に就く確率も高く、もし子  
どもを産んでもその世話を第 3 者の世話人を雇  
うことで可能とする。公的な保育サービスが  
ごく限られており、私的な市場原理が優勢な保  
育サービス供給体制においては、高い賃金を取  
り安定した職につくことが良い保育サービスを  
獲得する前提条件ともなっており、結果的に  
ごく限られたエリート女性だけが子どもを持  
ちながら仕事を続けることができるような状  
況になる。つまり、私的な保育サービスが  
優勢な国においては、仕事と子育てにおけ  
る女性内階層化が進行するという副産物  
がある。

## 8. 考察

日本を含めた本研究の分析対象国の出生率  
に関する時系列的变化を見てみると (図 3)、  
日本を除く 4 カ国は 1980 年代にはいって  
1990 年あたりまで出生率が上昇している。  
一方日本の出生率は 1980 年代に入っても  
一貫して減少している。1990 年代には  
いって西欧諸国でも概して出生率の低下  
が見られ、共通する人口学的な収斂状  
況ともいえるかもしれない。しかし、各  
国の家族に対する社会政策の内容は多様  
であるが (c.f. Hantrais 1997a)、少  
子化対策と銘打った施策をとる国は  
ほとんど見当たらない。人口促進  
的な家族政策をもつフランスでさえ、  
少子化対策として諸政策を位置付け  
てはいない。事実、スウェーデン  
において、女性の就業率が急激に  
上昇した 1970 年代に公的な保育  
施設は絶対的に不足していた。家  
族政策が充実した結果として女  
性、特に母親の就業が増えたとい  
うよりも、家族政策は女性の家庭  
外就労の増加にあおられるよう  
にして拡充されていったとみるこ  
とができる。1970 年代において  
極めて低い出生率を示していた  
スウェーデンが、1990 年代に入  
って EU の中でももっとも高い  
出生率を示すまでになったのは、  
単に家族給付の充実によるとい  
うよりも、男女平等、仕事と家  
庭の両立に向けての政策があ  
った (Pauti 1992)、少子化への  
対策というよりも、仕事の場と  
家庭の場における男女平

等をめざし、子育てと女性就労ができるだけ両立できるような政策を設計することが、結果としての有効な少子化対策になりえる。

旧東ドイツの事例をみても、政府による子育て支援の重要さは明らかである。もちろん急激な国家体制の変化という特殊な事情があるとはいえ、経済的状况、機会コストの重要性は統一ドイツの経験をみることで確認できた。子どもは家庭で母親の手によって育てられるべきであり、夫婦を単位とした税制度が確立し、機会費用が高い社会においては、女性はなかなか子どもを産もうとしない。ここでの機会費用とは直接的というよりも間接的であって、なかなか見えにくいものであるから、子どもが生まれるたびに一時金を支払えばよいというような政策だけではすまされない。教育、雇用慣行までも視野にいった制度改革をめざさなくては、この高い機会費用は改善されそうにない。

例えば出生率が極めて低いドイツでの根強い性別役割規範をもって、Ostner (1993) は、ドイツにおける低出生率は、母親業と家庭外雇用との間の二者択一を強要されることへの女性たちの反逆の一つと述べている。日本でも同様のことがいえよう。子どもを産むか産まないか、仕事を続けるかやめるか、といった選択を二律背反的に設定することが、結婚をせずに子どもも産もうとしない者を増やすことになっていく。さらに、親・親族による保育か、家庭外保育か、それとも高価な子育て代行サービスか、という限られた選択肢のなかで、どれか一つを選ばせるという状況設定が、子育てをより窮屈で硬直的なものとして、仕事をもちながら子どもを産み育てることから遠ざけていく。仕事をすること、結婚をすること、子どもを産むこと・育てることを、(全てが完全でなくとも)同時に実現できるような柔軟な環境設定と多様な子育てメニューが、いま我が国に必要とされていることではなからうか。

謝辞：本研究を行うにあたって、エザワ・アヤさん(イリノイ大学博士候補生)に文献収集のお手伝いをしていただき、山田聖子さん(横浜

国立大学大学院生)には図表の作成をお願いした。お礼を申し上げたい。

#### 参考文献

- Adler, M. 1997. "Social Change and Decline in Marriage and Fertility in Eastern Germany". *Journal of Marriage and the Family* 59: 37-49.
- Almqvist, A. and T. Boje. 1999. "Who Cares, Who Pays and How is Care for Children Provided" Pp. 265-92 in *Comparing Social Welfare Systems in Nordic Europe and France*. Mire.
- Gustaffson, S., C. Wetzels, J. Vlasblom, and S. Dex. 1996. "Women's Labor Force Transitions in Connection with Childbirth: A Panel Data Comparison between Germany, Sweden, and Great Britain." *Journal of Population Economics* 9: 223-46.
- Hantrais, L. 1997a. "Exploring Relationship between Social Policy and Changing Family Forms within the European Union." *European Journal of Population* 13: 339-97.
- \_\_\_\_\_. 1997b. "Sociopolitical Regulation of the Family-Work Relationship" Pp. 97-89 in the *European Family* edited by J. Commaille and Francois de Singly. Dordrecht: Kluwer Academic Publishers.
- Kolinsky, E. 1992. "Women in the New Germany: The East-West Divide." Pp. 264-80 in *Developments in German Politics* edited by G. Smith, W. Paterson, P. Merkl, and S. Padgett. Durham: Duke University Press.
- \_\_\_\_\_. 1993. *Women in Contemporary Germany*. Providence: Berg Publications.
- Martin, J. and C. Roberts. 1984. *Women and Employment: A Lifetime Perspective*.

- London: HMSO.
- Ostner, I. 1993. "SlowMotion:Women,Work, and the Family in Germany" p.92-115 in *Women and Social Policies in Europe*, edited by J.Lewis. Vermont: Edward and Elgar.
- Pauti, A. 1992. "La politique familiale en Suede." *Population* 47:961-85.
- Sainsbury, D. 1994. "Women's and Men's Social Rights: Gendering Dimensions of Welfare States." Pp. 150-169 in *Gendering Welfare States* edited by D. Sainsbury. London:SagePublications.
- Shirahase, S. 2000. "Childcare and Parental Support in Japanese Families in Comparative Perspective." to be presented at the seminar on Social Policies in Japan and France.
- 白波瀬佐和子 1999年 「西欧諸国における家族政策」『年金と雇用』18巻 16～24頁
- Windebank, Jan. 1997. "Men, Women, Work and Family Size in France: A Feminist Perspective" Pp. 61-77 in *Population and Social Policy in France*, edited by M. Cross and S. Perry. London: Pinter.



**表 1 各国母親の就業率（％）**

	母親の就業率	子供10歳以下	子供10歳以下パート	子供3歳以下
	1995	1993	1993	1993
ドイツ	41	51	25	40
フランス	68	59	19	52
スウェーデン	80	75	40	-
イギリス	62	53	35	44

出所：TietzeandCryer (1999), Table1 と Almqvist andBoje (1999), Table1 より作成。

**表 2 公的保育サービス供給状況（％）**

		旧西ドイツ	旧東ドイツ	フランス	スウェーデン	イギリス
3歳未満	1988	2	56	22	-	2
	1993	4	50	23	33	1~2
3~6歳未満	1993	78	100	99	79	53

出所：TietzeandCryer (1999), Table2より作成。

**表 3 統一前後における東西ドイツの状況**

	旧西ドイツ	旧東ドイツ	西ドイツ	東ドイツ
	1989	1989	1994	1994
合計特殊出生率	1.4	1.6	1.4	0.8
1000人あたり婚姻率	6.4	7.9	5.9	3.4
婚外出生率	10.2	33.6	12.4	41.4
フルタイム就業率	58.0	91.0	60.0	73.8
パート就業率	38.9	48.9	42.8	46.3
女性の失業率	8.4	4.9	9.2	21.5

出所：Adler (1997), Table 1 と Table2より作成。

図1 各国の女性労働参加率と合計特殊出生率の時系列変化



